

人生の集大成の社会貢献を
安心してできる社会の実現を目指して
～全国での遺贈寄付普及に向けた論点整理～

目次

1. はじめに
2. 遺贈寄付推進を取り巻く現状
3. 課題の整理
4. 課題解決策の基本的な考え方
5. 解決の方向性
6. 日本の未来に向けて

資料：委員会メンバー

1. はじめに

今日の日本では、年間 10 兆円を超える規模で相続が発生しており、亡くなられたかたから配偶者や子ども、兄弟といった親戚などに財産が継承されている。従来の日本における家を中心とした価値観においては、この財産の継承はよく機能し、一定の役割を果たしてきたといえる。一方、遺贈寄付によって学校や橋を建築するといった公共への寄付や、「子孫に美田を残さず」の言葉に代表される価値観による財産の寄付の事例あることから、遺贈寄付に関する考え方は多様化しているといえよう。

少子高齢化、教育、職業、地域の過疎化など様々な社会課題によって、財政赤字 1000 兆円を抱える「課題先進国」である日本が「課題解決先進国」になるためには民から民へ資金が流れる必要がある。日本は世界一のスピードで少子高齢化が進んでおり、そのことを起因として相続人の不在による行き場のない財産が生まれ、高齢者への富の偏在により世代間の財産承継がうまくいっていない現実がある。一方、財産所有者が遺贈寄付などの社会貢献に関心を持ったとしても、詐欺や横領などによる財産の保全・管理・処分に対して不安を感じたり、使い道が明確な寄付先や信頼できる相談先がないために、具体的な寄付に踏み出せない課題がある。

遺産を公益法人や公益を目的とする非営利法人（以下 NPO とする）に寄付するには、遺言書へ寄付をする旨の記載をする必要がある。そして、なぜ寄付をするのかを遺言書の付言事項やエンディングノートなどの方法で相続人や寄付先の団体などに伝えることになる。このコミュニケーションを通じて、遺贈寄付者の価値観や生き様、夢や志が財産にこめられ、次世代に継承されていくのである。単なる財産の寄付・節税のための寄付ではなく、共に暮らし、共に生きる共生社会のいきわたった社会を実現するための方法の 1 つとして遺贈寄付は位置づけられる。こうした人生の集大成としての遺贈寄付が、誰からも強制されることなく自分の意思で、安心してできるようにすることが現代の日本においてとても重要である。

人生の集大成の社会貢献を安心してできる社会の実現を目指して、2014 年 8 月より日本ファンドレイジング協会が事務局となり、有志の弁護士、税理士、公認会計士などの専門家や、NPO の遺贈寄付の担当者が集まり、遺贈寄付推進会議を定期的に開催してきた。そこで、遺贈寄付を推進するための課題の調査や、具体的な活動を進めており、多くの知識やノウハウが蓄積されてきた。遺贈寄付には法務的、税務的、受け取る NPO 側など様々な領域を含めた課題解決策が必要となると共に、日本全国に広げるためのネットワークや基盤の構築や、遺贈寄付を推進する担い手の育成が重要となる。

これまでの遺贈寄付推進会議の活動を通じて、より課題を包括的に捉え、日本全国へ遺贈寄付を普及させるための施策を検討する必要性がでてきたことから、全国コミュニティ財団協会と連携して 2016 年 2 月より 6 月の間に 3 回にわたり、各領域をリードしている方々を委員として「全国遺贈寄付（レガシーギフト）推進検討委員会」を開催し、包括的な視座から日本に遺贈寄付が広がるための議論をおこなってきた。その内容を論点整理ペーパーとして取りまとめた。これから様々な団体が遺贈寄付の推進に向けた活動する際に、当論点ペーパーを基本的な考え方として実施することを強く期待する。

2. 遺贈寄付推進を取り巻く現状

(1) 社会貢献を考えるシニア層の増加

内閣府の世論調査報告書平成 26 年 1 月調査では、社会に貢献したいと考える人が 7 割の時代となっ

てきている。また、寄付白書 2013 によると年齢別の寄付した人の比率を見ると、60 歳代で 57%、70 歳代で 67%と寄付を通じて社会貢献をしたいと考えているシニアが増えてきていることがわかる。

(2) 現代のシニア層の価値観の変化

プラチナ構想ハンドブック（東京大学高齢社会総合研究機構特任教授 秋山弘子氏著）によると、現在のシニア層には大きな変化が起きていると課題提起をしている。

（以下抜粋）

「長寿社会に生まれた私たちの課題は大きく分けて 2 つある。1 つは 90 年の人生をいかに設計し、どう生きるか、という私たち一人ひとりの個人レベルの課題である。人生 50 年時代と人生 90 年時代の生き方はおのずと異なる。人生が倍近く長くなっただけでなく、人生を自ら設計する時代になった。20 歳前後に就職、そして結婚、子どもの誕生と続き・・・60 歳で退職、といった画一的な人生モデルは社会規範としての力を失いつつある。（中略）しかし、私たちはいまだ人生 50 年時代の価値観とライフスタイルで人生 90 年を生活している。定年退職後の人生設計がなく、長くなった人生をもてあましていく人は多い。90 年の人生を健康で、もてる能力を最大限に活用し、自分らしく生きることは、豊かな長寿社会に生れた私たちに与えられた特典であり、チャレンジでもある。」

（抜粋終わり）

この変化は、少しでも多くの財産を家族に残したいという意識から、自立した老後生活を送るためにリフォームや住み替えなどへ投資を行うなど、自分の価値観にそって資産を使う意識への変化につながっており、これは寄付への関心が高まる可能性を示唆している。そして、この流れは寄付先の選定において「お世話になった施設への寄付」に加えて「自分の価値観に沿った活動をしている NPO への寄付」といった、より広範囲な寄付先の選択につながってくる。

(3) 日米の寄付額比較

アメリカ・日本で寄付について比較すると、一般寄付についてアメリカでは約 27 兆 3,504 億円、日本では 7,409 億円となっている（出典：寄付白書 2015）。遺贈寄付を諸外国と比較すると、アメリカでは 2 兆 570 億円（出典：Internal Revenue Service Data Book 2014” Table 1, 5,及び “SOY Tax Stats-Estate Tax Filing Year Table 2014” Table 3 より、\$ 1=¥110 で計算）、日本では正確な数字は公開されていないが 299 億円と言われている（出典 国税庁「遺贈・相続財産寄付統計」平成 25 年、相続税の申告をしている人のみの統計）。また、日本においては相続人不存在により国庫に帰属する相続財産は毎年 300 億円前後で推移している（出典：平成 27 年度一般会計歳入予算概算見積書）。

(4) 日本の遺贈寄付の可能性

野村資本市場研究所の試算では、日本の年間相続額が約 50 兆円とも言われている。そして、寄付白書 2011 によると 40 歳以上を対象に遺産の処分について調査したところ、寄付する意思がある人は全体で 21.0%となっている。日本の生涯未婚率の増加、年間死亡者の増加、家族・親族関係希薄化、遺言書作成者の増加といった状況と合わせて考えると、今後遺贈寄付が増える可能性がある。

(5) 遺贈寄付に対する不安

国境なき医師団の遺贈に関する意識調査 2015 によると、遺贈寄付に関して不安に感じることは、「遺

贈の方法（どんな手続きが必要か不安）」「寄付する団体選び（詐欺にあわないか不安）」「寄付した遺産の使い道（どんなことに役立てるわからず不安）」「家族の反対」といったことが上位に挙げられている。

3. 課題の整理

日本において遺贈寄付の潜在的なニーズはあるが、具体的に行動するにあたって多くの不安要素があり、それが普及の妨げとなっている。遺贈寄付は個々人の社会貢献への関心や、具体的な状況によって課題も変わってくるため、包括的に課題を整理する。

①社会貢献に関心がない→関心があるに変化してもらう段階での課題

- ・ 寄付に対してポジティブな印象を持っていない
- ・ NPO への不信感がある
- ・ 社会貢献の必要性を感じていない

②社会貢献に関心がある→実際の NPO 活動等に触れてもらう段階での課題

- ・ 信頼できる寄付先や相談先がない
- ・ 寄付に対して漠然とした思いしかない
- ・ 寄付が適切に使われるのか不安

③生前の資産寄付や財団設立に関心を持ち始めた段階での課題

- ・ 信頼できる寄付先や相談先がない
- ・ 信託の活用や、財団設立の方法がわからない
- ・ 法務や税務に関することがわからない

④遺贈寄付に関心を持ち始めたときにどう相談し、マッチングするか、という段階での課題

- ・ 信頼できる寄付先や相談先がない
- ・ 税務、法務、信託について知識がない
- ・ 遺贈寄付の種類や、遺言の作成方法など具体的な方法がわからない
- ・ 遺贈寄付は高額でなければならないという思い込みや、財産の一部でも可能であることが知られていない
- ・ 不動産や有価証券の寄付についてリスクを感じている
- ・ 相続人とのトラブルの可能性を感じている

⑤認知症などに備えて、あるいはなった時に、成年後見制度や関連サービスを用いてサポートを受ける段階での課題

- ・ 信頼できる相談者がいない
- ・ 成年後見制度をよく知らない（任意後見、法定後見（補助、保佐、後見）の違い等）
- ・ 成年後見等による支援の内容、すなわち認知症になった時の身上監護（生活と療養看護）と財産管理について具体的イメージがわからない
- ・ 信頼できる成年後見人等候補者がいない
- ・ 横領等の被害にあわないか不安
- ・ 適した寄付先を見つけることができない

- ・ 身上監護を行った団体が受遺者になることの利益相反の可能性
- ⑥死亡時に遺言執行が意思を尊重してなされるという段階での課題
 - ・ 死亡後に遺言が反故にされる不安
 - ・ 適した寄付先を見つけることができない
- ⑦次世代（相続人）とのコミュニケーションでの課題（配偶者や子どもたちの満足度）
 - ・ 遺贈寄付が本人の望む最適な形で実現したストーリーが共有されていない
 - ・ 相続人とのトラブルの懸念
- ⑧日本における遺贈寄付実績の統計がない課題
 - ・ 実際に遺贈寄付を受けた団体の実績や、相続財産の何%等で推測するしかない状況
 - ・ 国税庁からの「遺贈・寄付・支出した財産の明細」の情報はあるが、相続税の申告をしている人のみのデータのため全体の数字ではない。

4. 課題解決策の基本的な考え方

- (1) 人生の集大成の社会貢献、社会への恩返しである遺贈寄付が、本人の望む最適な形で実現すると共に、自分自身や家族の生活資金の保全を実現することにつながる
- (2) 遺贈寄付が地域の未来資産となり世代を超えて継承されることで、子どもの教育や社会的課題の解決につながる社会的効果につながる
- (3) 様々な切り口で課題を捉えた上で、包括的な解決策である

5. 解決の方向性

3. にて整理した課題の中で、「①社会貢献に関心がない→関心があるに変化してもらう段階での課題」と、「②社会貢献に関心がある→実際のNPO活動等に触れてもらう段階での課題」については、全国の市民活動センターやファンレイザーが担うべき課題であり、既に対応し効果がでていものもある。そのため、扱う課題を以下に絞込み解決方法を策定する。

- (1) 生前の資産寄付や財団設立に関心を持ち始めた段階での課題
 - ・ 子どもの貧困、高齢者の福祉といった分野で寄付を希望するケースは多いが、そうした希望を実現する方法を明確にすることが難しい現状がある。意思に沿った寄付方法を検討し、実施できる仕組みが必要。
 - ・ 紹介する寄付先や紹介先について、一定の要件をパスした倫理観を持って活動している複数の団体から自己責任に基づいて選択できるようにする必要がある。
 - ・ 生前の資産寄付において、信託を活用しやすくすることが重要になる。今後の公益信託法改正では2つの大きな変化の可能性がある。1つ目は、チャリタブル・リメインダー・トラスト(生前の生活費等の資金が信託財産から定期的に支払われ、死後に残余財産がNPO等に寄付され

る公益信託)が日本でも可能となること。2つ目は、これまで信託銀行に限られていた受託者が一定の条件を充足したNPOでも受託することが可能となることである。1つ目のチャリタブル・リメインダー・トラストについては、利用にあたっての公益信託の理解が重要となる。2つ目については一定の条件を充足したNPOが受託者として運営できるように準備を進めると、寄付者の意思に沿った信託商品の提供をすることが挙げられる。

- 寄付や財団設立、信託の利用について、資産家でない人の利用を促進する必要がある。
- 寄付者が、税額控除や所得控除などの税制や、資産を分離する信託のメリットを知った上で、適した寄付や財団設立、信託の利用をサポートする必要がある。
- 公益信託などを扱う信託銀行やNPOが、寄付者の意思に沿った適切な寄付先を選定できる仕組みが必要。

(2) 遺贈寄付に関心を持ち始めたときにどう相談し、マッチングするか、という段階での課題

- 遺贈寄付に関する知識を有する担当者の育成
遺贈寄付においては、法務・税務・信託など、幅広い範囲で実務的な事務処理が発生する。窓口となる担当者(弁護士、司法書士、税理士などの士業の専門家およびNPOや地域コミュニティ財団の役職員など)は、そうした事務を円滑に処理するための基本的な知識を習得した上で、高い倫理観と使命感を持って、寄付者からの相談に応じ、状況に応じて適した担当者につなぐことのできる仕組みが必要となる。そのためには、弁護士法、税理士法の法律の遵守と、遺贈寄付の相談やマッチングに関与する担当者の育成が不可欠であり、士業団体や中間支援団体などと連携しながら、担当者の属性や知識レベルに応じた研修の実施などの人材育成の取り組みが求められる。
- 寄付者、相談先および寄付先のマッチング
日本では、多くのNPOが全国で活動をしており、その中から適した寄付先を探すことや、寄付先を選定する上で重要となる情報(活動の実態や財務状況の把握、組織の将来性、代表者の思いや人柄等)を把握することは難しい。そうした中で、寄付希望者の意思に沿った、安心できる寄付先や相談先をマッチングできる仕組みが必要である。また、寄付希望者が子どもの貧困問題といったカテゴリーでの寄付を希望した場合、具体的な寄付先を絞り込む際に、限られた関係性の中で助言をすることによる弊害をなくすため、第三者的な紹介の仕組みが必要となる。また、紹介する寄付先や紹介先について、一定の要件をパスした倫理観を持って活動している複数の団体から自己責任に基づいて選択できるようにする必要がある。
- 遺言の作成方法の周知
遺贈寄付の意思を持った希望者であっても、実際に遺言を作成している割合は3%(寄付白書2011)と低い状況である。そのため、具体的な遺言を作成するための情報や、アドバイスがうけやすい仕組みが必要である。加えて、遺贈寄付は高額でなければいけないという思い込みや遺産の一部を遺贈寄付することができることなど周知をする必要がある。また、遺言には付言事項の欄があり、なぜNPO等の団体に遺贈寄付をすることになったのか思いや背景を記載することができる。こうした相続人へ意思を伝達できる方法も合わせて伝える必要がある。
- 寄付者と専門家や遺言執行者のマッチング

遺贈寄付を行う際には法務・税務・信託など幅広い領域が関係するため、弁護士、税理士、司法書士などの助言をもらったり、実務を委託したり、遺言執行者となってもらうことが多くある。しかし、全てのこうした士業の方々が遺贈寄付の知識や経験を持ち合わせているわけではないので、遺贈寄付の経験が豊富で信頼できる士業を紹介、マッチングをすることが求められる。

- ・ 遺贈寄付を促進する税制改正など

- みなし譲渡課税

所得税法では、不動産や有価証券等の年々の値上がり益（キャピタルゲイン）は、その所有者に帰属するものであるから、譲渡代金を受け取っていない場合でも、これらの資産がその所有者から離れたときに、その時点で時価で譲渡がされたものとみなし、キャピタルゲインを精算して所得税を課税する。これをみなし譲渡課税という（所得税法第 59 条）。このみなし譲渡課税の制度があるため、含み益のある不動産や有価証券について遺言による寄付が行われると、被相続人に所得税が課され、納税義務を承継する相続人がその所得税を負担することになる（包括遺贈の場合には資産を取得した法人が所得税を負担する）。不動産等の財産を承継しない相続人が税金を負担することになるみなし譲渡課税は、相続人の理解を得ることが難しく、NPO 等へ不動産や有価証券を寄付する場合に、大きな障害になっている。遺贈寄付を推進するために、米英等の諸外国のように、公益法人や NPO への遺贈寄付へのみなし譲渡課税の廃止をするべきである。

- 租税特別措置法 40 条の適用の拡大

みなし譲渡課税の非課税適用（租税特別措置法 40 条）を申請する場合、寄付先が学校法人、公益社団・財団法人等の特定公益増進法人や認定 NPO 法人であっても、それだけでは非課税にならず、国税庁長官の承認を必ず受ける必要があり、その承認を受けるために、膨大な資料の提出と承認までの時間が必要になる。また、租税特別措置法 40 条の適用を受けるためには、寄付を受けた NPO 等は、その寄付を受けた資産を、公益を目的とする事業に「直接に供する」という制約があるために、寄付を受けた NPO 等は不動産や有価証券の売却、賃貸などの活用ができない。そのために、国際協力系の NPO をはじめとする、活動の受益者が不動産を利用するケースが少ない NPO 等に不動産等が寄付をされた場合には、不動産を公益を目的とする事業に直接供することが難しく、非課税規定の適用を受けられないケースが多い。

一方、相続人による相続財産の寄付の非課税適用（租税特別措置法 70 条）については、特定公益増進法人、認定 NPO 法人への寄付は、相続税の申告期限までに寄付をして入れば非課税になり、国税庁長官の承認は不要となっている。また、寄付を受けた財産を NPO 等は、「直接事業に供する」ことまでは求められておらず、不動産等を売却し、その売却代金を公益を目的とする事業の用に供することも認められている。

租税特別措置法 40 条を、租税特別措置法 70 条と同じ基準での運用をするべきである。

- 遺贈寄付を促進するための税制の創設

イギリスでは、被相続人が、純財産（＝資産－負債）の 10%以上を Charity に寄付をした場合

には、相続税の税率が 40%から 36%になり、遺贈寄付を行う際のインセンティブになっている。租税特別措置法 40 条は、遺贈寄付を行う上での阻害要因を除去するものにはなるが、インセンティブになるものではない。遺贈寄付を促進する象徴的な税制の創設が求められている。

・ 自治体の遺贈寄付の扱いについて

遺贈寄付を自治体におこなった際、会計上雑収入になってしまうため寄付の使い道がわからなくなってしまう。自治体に入る遺贈寄付については民間の公益事業につかわれるように制限をしたり、地域の社会的課題解決のために活動している、地域コミュニティ財団や指定された団体等に資金が循環するように仕組みづくりをするべきである。

(3) 認知症などになった時に、成年後見制度や関連サービスを用いてサポートを受ける段階での課題

- ・ 判断能力低下の状況にあっても本人の自己決定権は十分に尊重される必要がある。例えば、本人の判断能力が十分あるときに行われる任意後見契約の締結に際し、それまで特定の団体等に定期的に寄付を続けてきた人であれば、判断能力低下後においても、その継続を任意後見事務のひとつにして依頼することや、死亡後に一定の財産を遺贈する旨の遺言書の作成をするなど周知する必要がある。
- ・ 認知症の人数が約 460 万人、精神疾患の人数が約 270 万人の状況下において、成年後見制度の利用数は約 17 万人で、利用率は約 2%にとどまる。これは必要な人に必要な制度が利用されていない状況と言えるので、成年後見制度の利用促進が必要である。
- ・ 我が国に健全な遺贈寄付の文化を根付かせ推進するためには、弱い立場に置かれがちな高齢者や障がい者が、周囲の者らの不当な圧力により、意に反した意思決定を余儀なくされるようなことがあってはならない。その意味で、ノーマライゼーション・自己決定権の尊重・身上の保護の重視を基本理念とする成年後見制度の適正かつ円滑な利用促進を図ることが不可欠であり、成年後見制度に関する専門家等を紹介するに際しては、研修制度と監督機能が充実した団体に所属する専門家や、これらの専門家により運営される法人を紹介する等の慎重な対応が求められることとなる。
- ・ 成年後見制度の活用および、信頼の維持を前提として、寄付希望者および成年後見人がいかに適切な寄付先を選定できるかが重要となる。具体的な寄付先を絞り込む際に、限られた関係性の中で助言をすることによる弊害をなくすため、第三者的な紹介の仕組みが必要である。また、紹介する寄付先や紹介先について、一定の要件をパスした倫理観を持って活動している複数の団体から自己責任に基づいて選択できるようにする必要がある。
- ・ 認知症の方の身上監護は安全性の確保など様々な対応が必要となる。しかし、身上監護をした団体が受遺者となると利益相反となる可能性がある。身上監護は認知症の方の生活の質に大きく関わることであり、提供する側も労力がかかる。それに応じて寄付を受けられるような仕組み作りが必要である。

(4) 死亡時に遺言執行が意思を尊重してなされるという段階での課題

- ・ 遺贈寄付者の意思に基づく遺言執行が行われるために遺言執行者の役割は大きい。自力で信頼

できる遺言執行者を探すことが難しい寄付者には、その意向を尊重し、適切に遺言執行業務を遂行することのできる知識と倫理観を備えた遺言執行者の候補者を紹介していくことが望ましい。

- ・ 遺贈寄付希望者の多様なニーズに応えるためには、一般的な遺言作成だけでなく、受遺者に一定の負担を課す負担付遺贈、受贈者との生前契約である死因贈与、生命保険信託などの信託商品等の活用等、様々な寄付の実現方法があることを周知する必要がある。
- ・ 遺贈寄付希望者が遺言執行者や相談相手に寄付先をどのように選べば良いかを相談し、さらに進んで具体的な寄付先の選定まで委ねようとするケースは少なくない。寄付者の意向に沿った候補先の選定を可能とし、恣意的な候補先の推薦による弊害をなくすため、第三者的な紹介の仕組みが必要である。

(5) 次世代（相続人）とのコミュニケーションでの課題（配偶者や子どもたちの満足度）

- ・ 遺贈寄付は相続人（配偶者や子どもなど）の理解が得られない場合、争いにつながったり、不利益につながることで不満が残る場合がある。被相続人の意思に沿うことも大切だが、相続人の納得を得るためのコミュニケーションを重ねることや不利益を被らないように配慮することは重要となる。遺言には付言事項の欄があり、なぜ NPO 等の団体に遺贈寄付をすることになったのか思いや背景を記載することができる。法的な拘束力はないがエンディングノートや手紙に遺贈寄付に至る理由を書くことも相続人の納得を得るために効果的である。こうした伝え方があることを周知すると共に、遺贈寄付を受ける NPO 等の団体側にも、相続人のコミュニケーションの重要さややり方について知らせていく必要がある。
- ・ 日本において、遺贈寄付について本人の望む最適な形で実現したストーリーが可視化されておらず、どうしても争うイメージが定着している。資産の額にとらわれず多くの方が遺贈寄付をしやすいと感じられるストーリーを紹介し、心理的なハードルを下げること、雰囲気をつくる必要がある。
- ・ 現在、自治体に多く寄付をすると褒章される制度がある。このように表彰・褒章することは寄付の誘因となる。自治体だけでなく NPO に多く寄付した人も対象とし、寄付すると讃えられる風土を作っていく必要がある。

6. 日本の未来に向けて

これまで日本の遺贈寄付の現状と課題の整理、そして課題解決に向けた方向性の提示をしてきた。日本において遺贈寄付がしやすくなる雰囲気をつくり出すために大切なことが2つある。

1つが寄付文化の醸成である。東日本大震災をきっかけに日本においても個人・法人で寄付をする意識が高まってきてはいるものの、欧米のレベルにはっていない。2015年12月日本ではじめて寄付月間が開催され、様々な営利・非営利の組織や個人が関連する寄付のキャンペーンを実施した。こうした全国レベルの活動がより進めば寄付する意識が高まっていくであろう。

2つ目は、自分の資産を家族だけに残す考え方から、社会に還元する考え方への価値観の変化であ

る。戦後の復興、高度成長期を経て日本では家の論理が定着しており、現在遺贈寄付の対象となっている多くの高齢者はこうした価値観を持っている方が多い。現代の日本が抱える社会的課題はますます複雑化しており、もはや家に財産があるだけでは子孫が安心して暮らしていけない時代になってきている。社会的課題を解決するために活動している組織や個人に託していくことが、最終的に子孫のためにつながるのである。財産を配偶者や子どものためだけでなく、将来の子孫のために寄付をしていく価値観を持った人を増やしていくことが必要となる。これまで挙げてきた、安心して寄付先を選択できるようになること、信頼できる専門家に相談できるようになること、自分の意思に沿った寄付ができること、自分が認知症になっても生活と財産が守られることといった、遺贈寄付の安心の底支えの仕組みづくりは、価値観の変容にとっても重要なことである。

人生の集大成の社会貢献を安心してできる仕組み作りはいち組織・いち個人で成し遂げることはできない。様々なステークホルダーの関与が必要不可欠となる。本論点ペーパーを基本方針にすえて様々な活動がうまれることを強く期待する。

資料：全国遺贈寄付（レガシーギフト）推進検討委員会メンバー

●委員構成

堀田力	弁護士／さわやか福祉財団会長（委員長）
小屋和歌子	弁護士／第一東京弁護士会業務改革委員会第7部会（遺言センター）部会長
高橋弘	司法書士／けやき野司法書士法人経営責任者 ／日本成年後見法学会常任理事・国際交流活動委員会委員長
大野修一	日本財団常務理事 (代理：ドネーション本部ファンドレイジングチームリーダー長谷川隆治様)
高橋正	税理士／東京地方税理士会 公益活動対策部 部長
脇坂誠也	税理士／NPO 会計税務専門家ネットワーク代表理事
太田達男	公益法人協会理事長
早瀬昇	日本NPOセンター代表理事
深尾昌峰	全国コミュニティ財団協会会長
鵜尾雅隆	日本ファンドレイジング協会代表理事

●運営

共同事務局

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会／一般社団法人全国コミュニティ財団協会

全国での遺贈寄付の推進 ～人生の集大成の社会貢献を拡げるために～

遺贈寄付を取り巻く現状

社会貢献を考えるシニア層の増加
6.5. 3%が貢献したい時代

現代のシニア層の価値観の変化
自分の価値観をもって資産を使う意識へ

日本の遺贈寄付の可能性
遺産の一部を寄付したい人 2.1%

- 遺贈寄付に関する不安
遺贈の方法がわからない
- ・ 寄付する団体選び
 - ・ 寄付した遺産の使い道
 - ・ 家族の反対

STOP

寄付や財団設立に関心をもち始めた段階

遺贈寄付の相談、マッチングの段階

成年後見制度等を受け取る段階

遺言執行がされる段階

次世代とのコミュニケーションの段階

GO

解決の方向性

マッチング	意思に沿った寄付方法を検討し、実施できる仕組み	要件をパスした倫理観ある複数の団体から寄付先を選択する仕組み	第三者的な寄付先紹介の仕組み	信頼できる専門家や法人を紹介する仕組み
育成	寄付者と遺言執行者のマッチングのみ	知識と倫理観を備えた専門家の候補者を紹介する仕組み	遺贈寄付の知識を有する専門家や担当者の育成	遺贈寄付を促進する税制改正
税制改正	資産家でない人の信託や財団の利用促進	成年後見制度の適正かつ円滑な利用促進	遺言の作成方法の周知	遺贈寄付の理由を相続人に伝える方法の周知
周知/広報	遺贈寄付は高額でなければいけないという思い込みの払拭	受け手の団体へ、相続人のコミュニケーションの重要性やリファの周知	遺贈寄付の心理的なハードルを下げる雰囲気づくり	負担付遺贈、死因贈与、生命保険信託など様々な寄付の実現方法の周知

課題解決の基本的な考え方

- ◆ 人生の集大成の社会貢献、社会への恩返しである遺贈寄付が、本人の望む最適な形で実現すると共に、自分自身や家族の生活資金の保全を実現することにつながる
- ◆ 遺贈寄付が地域の未来資産となり世代を超えて継承されることで、子どもへの教育や社会的課題の解決につながる社会的効果につながること。
- ◆ 様々な切り口で課題を捉えた上で、包括的な解決策であること

ACT ION

具体的なアクション

士業向け、NPO向け研修の実施	全国的な相談窓口の設立	全国的な普及イベントの実施
	寄付先や専門家とのマッチングの仕組み構築	知識と倫理観のある専門家とのネットワーク構築
	遺贈寄付専門のWebポータルサイトによる情報発信	倫理観のある活動団体とのネットワーク構築
	専門家チームによるアドボカシー	